

日向市教育大綱

～日向市の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱～



令和7(2025)年3月改訂

日向市

1 背景と経緯

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）に伴い、同法第 1 条の 3 第 1 項の規定により、地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針（「国の教育振興基本計画」）を参酌した上で、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされています。

この大綱は、同法第 1 条の 4 第 1 項に定める市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議、調整した上で策定するものです。

2 期間

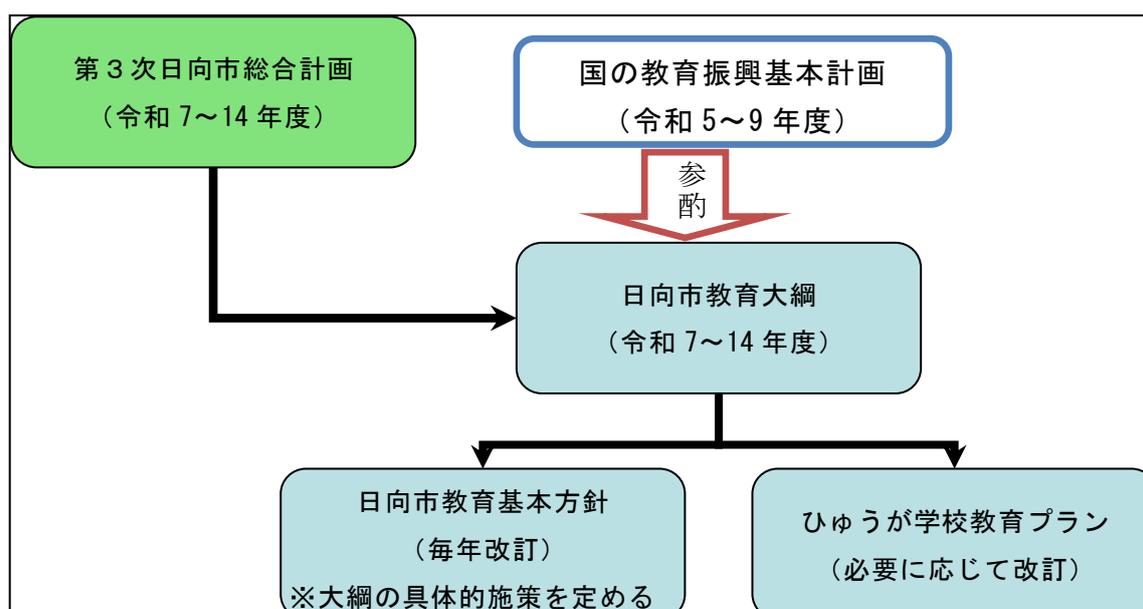
大綱の対象期間は、令和 7(2025)年度から令和 14(2032)年度までの 8 年間とします。

※大綱は、必要に応じて見直しを行います。

3 日向市教育大綱の位置付け

この大綱は、「第 3 向日向市総合計画」（以下「総合計画」という。）に基づき、本市の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策を推進するための基本的な指針を定めるものです。大綱では総合計画に掲げた教育分野の目指すべき将来像の実現に向けた基本理念や基本方針、大綱に基づく主な施策を示しています。

また、大綱に基づく具体的な施策については、「日向市教育施策」や「ひゅうが学校教育プラン」に明記することとします。



日向市教育大綱

～ふるさと日向を誇りに思い、未来を切り拓く人づくりを目指して～

本市は、温暖な気候に恵まれ、美しい海と山々がもたらす「黒潮文化」と「森林文化」が融合した自然豊かなまちです。また、神武天皇のお舟出伝説が残る美々津や、国民的歌手若山牧水の生誕地である東郷など、歴史と文化の香り高いまちでもあります。

さらに、古くから物流の拠点であった細島港の整備と高速道路の開通により、産業と交通の要所としてその重要性は一層高まっています。

このような本市の豊かな自然や先人が残した地域の宝を生かしながら、ふるさと日向を誇りに思う心を育み、未来を切り拓く人づくりを目指して、ここに日向市教育大綱を定めます。

【基本理念】

生涯にわたって学ぶ環境を整え、家庭教育、学校教育、社会教育の充実・振興を図るとともに、地域社会が一体となって「心豊かでたくましく生きる力」「ふるさとに誇りを持つ心」「自ら考え、学び、行動する力」を育みます。

【基本方針】

1. 未来を担う心豊かでたくましい人を育む基盤づくり

学校、家庭、地域が連携しながら、ふるさとに誇りを持ち、世界に羽ばたく、社会に貢献する人材を育みます。そのためには、確かな学力と豊かな心を身に付けるとともに、社会の変化に対応できる、たくましいこどもの育成を推進します。

2. 生きがいや充実感を得られる生涯学習社会づくり

誰もが気軽に主体的に生涯学習に取り組み、生きがいや充実感を得られるような生涯学習社会づくりを推進します。

3. 多様で個性豊かな文化の創造

ふるさとの伝統、文化、歴史を理解し大切にする豊かな人間性を育むとともに、誰もが気軽に文化芸術活動に参加できる環境づくりに努めながら、多様で個性豊かな文化の創造を推進します。

4. 人権と平和を尊重する人づくり

一人ひとりの個性が尊重され、誰もが自分らしく能力を発揮するとともに、平和を希求する心を育む教育を推進します。

日向市教育大綱に基づく主な施策

基本方針1 未来を担う心豊かでたくましい人を育む基盤づくり

1-1 学校教育の推進

- 多様な学びを実践する「三位一体の教育（キャリア教育、小中一貫教育、コミュニティ・スクール）」に取り組むとともに、ICT教育の充実を図りながら、こどもの学ぶ意欲を高めます。また、グローバル化する社会に対応する力を育み、地域の未来を担う人材の育成に努めます。
- 児童生徒が問いを持ち、仲間と学び合いながら力を育む授業づくりを目指し、教員一人ひとりの授業の改善を図り、指導力の向上に努めます。
- 配慮を要する児童生徒一人ひとりが、発達段階に応じた指導や支援を受けられる環境づくりに努めながら、特別支援教育の充実を図ります。
- 高等学校や大学等へ誰もが進学できるよう、奨学金制度や就学資金貸付制度の運用に取り組みます。

1-2 教育環境の充実

- 児童生徒が安全で安心して教育が受けられるよう、学校施設の整備改修に努めるとともに、防災力の向上に努めます。
- 将来の児童生徒数の減少を見据え、学校の再編整備（通学区域の見直しや統廃合）についての計画の策定に取り組みます。
- いじめや不登校など児童生徒が抱える多様な課題にきめ細かく対応するため、一人ひとりの教育的ニーズに応じた相談・支援体制の充実を図るとともに、家庭や地域、関係機関と連携した取り組みを推進していきます。
- 安全で安心な学校給食の提供に努めるため、衛生管理を徹底するとともに、計画的な施設設備の長寿命化を図ります。また、学校給食にかかる子育て世帯の経済的負担の軽減に取り組みます。

基本方針2 生きがいや充実感を得られる生涯学習社会づくり

2-1 生涯学習・青少年健全育成の推進

- 学びたい人が学びたいことを学べる生涯学習の環境づくりに努めます。
- 社会教育関係団体の活動を活性化できるよう支援に努めます。
- こどもに読書の楽しさを伝えるとともに、こどもや市民の読書活動を支援するため図書館サービスの充実や環境づくりに努めます。
- 地域全体でこどもを守り育てる取組を支援し、関係機関との連携を図りながら、青少年の健全育成に努めます。

基本方針3 多様で個性豊かな文化の創造

3－1 文化芸術の振興

- 市民の文化芸術活動の支援や、市民が文化芸術に気軽に親しめる機会の創出を図るとともに、活動の拠点となる文化施設の計画的な改修に努めます。
- 国指定の美々津伝統的建造物群保存地区や妙国寺庭園をはじめ、県・市指定の文化財等の保存・継承・活用に努めるとともに、未指定文化財等の調査研究にも取り組んでいきます。
- 若山牧水など先人の顕彰（残された貴重な資料の保存、活用）に取り組みながら、「牧水の生誕地日向市」を全国に発信し、若山牧水を生かした地域づくりに努めます。

基本方針4 人権と平和を尊重する人づくり

4－1 人権・平和の尊重

- 小中学校において、児童生徒の発達の段階に応じた人権教育・平和教育の推進に取り組めます。
- 人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、全ての市民の人権意識の醸成を図る研修や啓発に取り組みながら、人権・同和教育の充実を図ります。
- 修学旅行や平和に関する講演会、中学生を沖縄や長崎へ派遣する平和交流学习等を通して、平和教育・啓発活動に取り組めます。